

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までA県B市所在のC会社（以下「事業場」という。）において、オフセット印刷機による印刷作業に従事していた。

請求人はその後転職し、平成〇年当時勤務していた会社の健康診断で肝機能の異常を指摘され、D内科循環器科に受診した。その後、当該医院の紹介で平成〇年〇月〇日にE病院に受診し、「肝内胆管癌」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はE病院の初診日を症状確認日と認め、これを支給する旨の処分をした。

請求人は、D内科循環器科での療養費について監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は症状確認日以前の療養であり、かつ、治療内容等が不明であるとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、本件疾病に係るF医療センター等での療養費等について監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分をしており、この処分に対しても別途再審査請求に及んでいる。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、症状確認日以前の療養の費用が、労災保険給付の対象として認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 監督署長は、請求人がE病院を受診し、本件疾病と診断され、現にこの時期から療養を開始していることが認められることから、同院の初診日である平成〇年〇月〇日を医学上療養が必要と認められるに至った日として同日を症状確認日と判断している。

(2) 請求人の主張する症状確認日以前の平成〇年〇月から平成〇年〇月までのD内科循環器科の療養について、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「D内科循環器科の初診時(平成〇年〇月)における肝機能異常は胆管がん起因するものとは考え難い。その理由は、もしこれが胆管がんによるものならば、しばらく後には黄疸などの症状が出現することが必発と思われるが、そうした症状はなかったこと、また、その後〇月、〇月には肝機能異常が軽減していることである。」と述べ、さらに、「糖尿病の治療の一環として初診時から定期的に行っている血液検査のほかに、平成〇年〇月には画像検査も実施している。しかし、診療報酬明細書で判断する限り、それ以降も被災者の肝機能異常に対する積極的な治療は認められず、検査を行っているのみである。また、薬剤の処方H(糖尿病治療薬)1種類だけである。」「肝機能異常値を示した

平成〇年〇月以降のD内科循環器科においても自覚症状の訴えはなく、よって格別に治療が行われてはいないことが容易に推察できる。」と述べている。

- (3) 当審査会としても、本件の一件記録を精査したが、D内科循環器科の初診時における肝機能異常は本件疾病に起因するものとは考え難いとするG医師の意見は妥当であって、平成〇年〇月には本件疾病を発症していたとする請求人の主張は採用できない。

また、G医師の意見のとおり、D内科循環器科においては、肝機能異常に対して積極的な治療が行われたものとは認められず、当審査会としても、平成〇年〇月〇日の症状確認日以前の費用については、療養補償給付の対象とは認められないと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。